

中小企業等経営強化法第52条第1項に基づき認定申請を行った先端設備等導入計画における先端設備等の導入による労働生産性向上の実施結果報告の手引き

令和3（2021）年6月版

岡山市産業観光局商工部
産業振興・雇用推進課

- 中小企業等経営強化法第52条第1項に基づき認定申請をいただき、同法第52条第4項に基づき岡山市が認定した先端設備等導入計画については、実施結果を把握するため、計画期間満了後、実施結果の報告をお願いしております。
- 実施結果報告に際しては、以下の手続きに従って報告を行ってください。
- ① 実施結果報告書（別紙様式）に必要事項を記入いただき、以下で示す提出時期に先端設備等導入計画の認定書の交付を受けた岡山市窓口（岡山市 産業観光局 商工部 産業振興・雇用推進課）にご提出ください。（郵送可）
※提出は、認定申請時と異なり、1部だけの提出となります。
- ② 提出時期は、原則として先端設備等導入計画の計画期間満了月が属する事業年度終了後4ヶ月以内とします。ただし、以下の例外にご注意ください。
 - ・例外：計画開始月と最初の設備導入月が異なる事業年度の場合→1事業年度遅れます。
- ③期日までに提出が遅れる場合等は、岡山市窓口ご連絡をしてください。

<注意：岡山市における固定資産税（償却資産）に係る課税標準の特例措置>

特例措置申請期間 ⇒ 平成30（2018）年度～令和5（2023）年3月31日
特例措置適用期間 ⇒ 上記期間に申請のあった設備導入年の翌年度から3年間

※先端設備等導入計画の認定期間とは異なりますので、ご注意ください。

<注意：労働生産性の向上度合いを測る基準事業年度末の考え方>

認定経営革新等支援機関が申請前に事前確認を行う際の労働生産性の比較を行う基準年度末とは、直近の事業年度末、つまり、先端設備等導入計画初年度の前事業年度末となります。決算月が3月以外の事業年度の場合には、決算月に合致した事業年度末になります。

【例1】

決算月が3月であって先端設備等導入計画開始（認定日）が平成30（2018）年7月の場合 ⇒ 基準事業年度末は、平成30（2018）年3月

【例2】

決算月が9月であって先端設備等導入計画開始（認定日）が平成30（2018）年8月の場合 ⇒ 基準事業年度末は、平成29（2017）年9月

<注意：実施状況報告の提出のタイミング>

【例1】

～3月決算で平成30（2018）年内に3年間の計画認定と設備導入を行った場合～

※基準年度末＝平成30（2018）年3月

平成30（2018）年 7月 先端設備等導入計画の認定

10月 先端設備等の導入（取得）

平成31（2019）年 1月～ 税務申告（課税標準の特例適用申請）

※特例措置適用期間は令和元（2019）年度～令和3（2021）年度

令和4（2022）年 4月～7月 実施結果報告

【例2】

～3月決算で令和3（2021）年3月に3年間の計画認定と設備導入を行った場合～

※基準年度末＝令和2（2020）年3月

令和3（2021）年 3月 先端設備等導入計画の認定

3月 先端設備等の導入

令和4（2022）年 1月～ 税務申告（課税標準の特例適用申請）

※特例措置適用期間は令和4（2022）年度～令和6（2024）年度

令和6（2024）年 4月～7月 実施結果報告

●実施結果報告書（別紙様式）作成に際しての注意事項

①右上の日付は申請日を記載。

②法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印。→押印不要とします。

③ [認定書番号] は交付済み認定書と一致しているか。

※1 複数案件の認定書を受けている企業は、案件に間違いのないようご注意ください。

※2 変更認定を受けている場合には、認定書番号と変更認定書番号を併記してください。

（複数回変更認定を受けている場合は、最後の変更認定書番号）

④金額項目は、報告者の経理処理〔消費税税込・税抜〕に合わせて記載してください。

⑤「1. 先端設備等導入計画の達成状況」について、計画どおり目標が達成できたかどうかチェックし、達成できなかった場合は、その理由について適切に記載してください。

⑥「3. 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標と報告時点の実績」について、適切な記載であるか確認してください。特に、財務諸表（損益計算書等）の内容に基づいた数字での計算により算出されているか確認してください。

●個別Q&A

(Q-1)

認定書交付後、設備導入を取り止めた場合にどのような手続きが必要となるのか。

(A-1)

設備導入の取り止めなど認定を受けた先端設備等導入計画に変更が生じる場合には、岡山市窓口計画変更の認定申請を行う必要があります。また、これにより認定の基準となる労働生産性に影響が及ぶような場合には、再度、認定経営革新等支援機関の事前確認をいただく必要があります。

設備導入の取り止めなどで認定の基準を満たさなくなった場合には、認定を取り消すこととなりますので、速やかに岡山市窓口にご旨申し出てください。

認定が取り消された場合には、実施状況報告を提出する必要はありません。

(Q-2)

労働生産性向上の状況について記載することになっているが、当初の先端設備等導入計画に対して、分母である「労働投入量」(労働者数又は労働者×一人当たり年間就業時間)と、分子である「営業利益、人件費、減価償却費」が変化したのかまで、実施状況報告をするべきか。

(A-2)

別紙様式には、分母・分子の各要素の数字まで記載いただきます。これは、労働生産性の指標を構成する各要素の状況を明示することで、労働生産性の向上に各要素がどのような影響を与えたのかを客観的に判断するためであり、財務諸表(損益計算書等)に基づき記載をお願いいたします。また、当初計画の目標達成に影響(特にマイナスの影響)を及ぼす可能性のある変化が生じた場合には、「1. 先端設備等導入計画の進捗状況」に、その内容を記載してください。

なお、内容が不明瞭な場合においては、市より追加資料の要求及びヒアリングを行うこともございます。

○労働生産性を算出する計算式

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量 (労働者数 又は 労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間)}}$$

※分母は「労働者数」又は「労働者数×1人当たり年間就業時間」のいずれかを選択して記載

・労働投入量については、役員についても含めることができます。

※分子については、以下のとおり

・営業利益が指標となるため、営業外利益による利益は加味されません。

・人件費については、販売管理費のみならず製造原価に係る労務費をはじめとする人件費や役員給与、賞与、福利厚生費などを入れることができます。

・減価償却費については、製造原価及び一般管理費における減価償却費のどちらも対象となります。

【労働生産性を向上させる例】

・労働投入量を一定として、生産性の高い新規設備導入によって営業利益と減価償却費を増加させる。

・生産性の高い新規設備導入によって営業利益と減価償却費を増加させるとともに、1人当たり年間就業時間を縮減(1人当たりの労働時間を縮減)する。

(Q-3)

申請書に記載された設備の導入時期が平成30(2018)年末である平成30(2018)~令和2(2020)年度の3年計画の場合であって、結果として平成30(2018)年と令和元(2019)年の2カ年に跨って設備を取得した場合、固定資産税の課税標準の特例措置の適用はどうか。また実施結果報告書をどのように記載すべきか。

(A-3)

このような場合には、令和元(2019)年度分の税務申告では平成30(2018)年末に導入した設備取得のみを申告することになりますので、課税標準の特例措置申請の際に認定書の写しを添えてその旨を税務当局に申告してください。なお、令和元(2019)年に取得した同一計画の設備については、翌年令和2(2020)年度分の税務申告の際に改めて申告する必要がありますので、ご注意ください。(特例は、措置初年度から3か年)

実施結果報告書は、原則として先端設備等導入計画の計画期間満了月が属する事業年度終了後4ヶ月以内です。ただし、以下の例外にご注意ください。

- ・例外：計画開始月と最初の設備導入月が異なる事業年度の場合→1事業年度遅れます。

(Q-4)

①決算期を変更した場合、②設備の取得が複数年に跨る場合、③会社合併した場合、④設備を譲渡した場合について、それぞれ報告書の提出はどのように行うべきか。

(A-4)

①について、Q-3に記載している例外規定に該当するかどうかを確認してください。

②について、数台の取得設備の時期についてであれば、最初の設備取得時期を基準としてください。取得する設備が設置工事等を伴うため決算時期を跨る場合は、Q-3の例外規定に該当するため、1事業年度遅れることになります。

③④については、合併や設備譲渡が行われた年度に、合併や設備譲渡が行われた旨を明記した報告書を提出してください。以後、実施結果報告書の提出は必要ありません。

(Q-5)

認定書を発行した法人が、名称変更等を行っている場合における注意点は。

(A-5)

変更前後の履歴がわかる登記簿謄本などの写しをご提出ください。

※上記以外に中小企業庁HPにもQ&Aがございますので、ご参照ください。

(中小企業庁HP「経営サポート「先端設備等導入制度による支援」)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

●お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1

岡山市 産業観光局 商工部

産業振興・雇用推進課 ものづくり振興係(担当：小谷、高塚、亀田)

TEL 086-803-1329

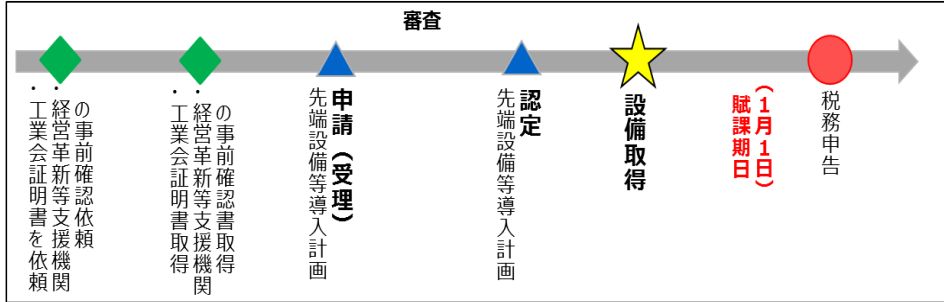
FAX 086-803-1738

e-mail kougyoushinkou@city.okayama.lg.jp

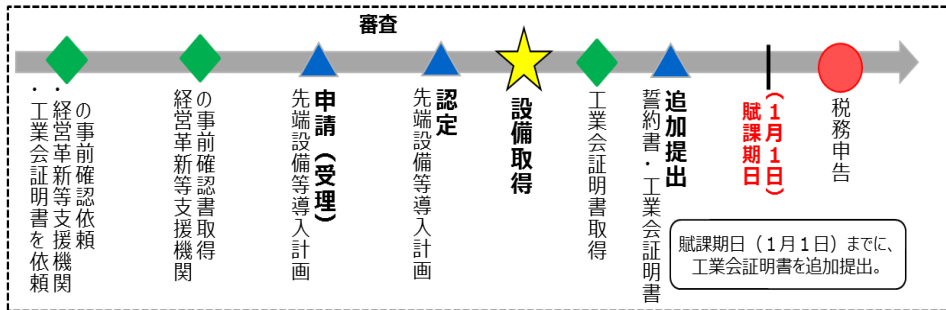
(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- ただし、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合



【注】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。

固定資産税の特例について（スキーム図）

<工業会等の確認内容>

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上（年平均1%以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

<経営革新等支援機関の確認内容>

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認

